

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人松山さかのうえ日本語学校(以下「この法人」という。)に適用される法令、定款及び内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)に関し、必要な事項を定めることにより、すべての役職員が高い倫理性を保持して業務を遂行する体制を確立し、もって当法人の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス担当部門

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、代表理事とする。コンプライアンス担当理事は、必要に応じて、理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス担当部門を指揮して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反对応の最終責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、事務局長、コンプライアンス担当部門長、及び外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施、モニタリング
- (2) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (3) コンプライアンス違反の関係者の処分の検討及び再発防止策の策定と公表
- (4) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により随時開催する。

(コンプライアンス担当部門)

第7条 この法人の総務部門をコンプライアンス担当部門とする。

- 2 コンプライアンス担当部門は、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。
- 3 コンプライアンス担当部門は、コンプライアンス施策の進捗状況等を、コンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に必要な応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当部門に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

- 2 コンプライアンス担当部門長は、前項の報告があったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。
- 3 役職員は、特別な事由があるときは、第1項の規定にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

第9条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行う。また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、積極的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第10条 第8条第2項に定める調査等により、コンプライアンス違反があると認められたときは、情状によりその関係者を、懲戒処分に処する。また、コンプライアンス違反があると知りながら、報告を行わなかった場合も同様とする。

- 2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い適切な処分を講じる。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。
- 3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、理事長が決定する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和6年6月30日から施行する。(令和6年6月29日理事会決議)